

# 令和8年度～令和10年度菊池市重層的支援体制整備事業 業務委託に係る公募型プロポーザル実施要項

## 1. 趣旨

この実施要項は、菊池市公募型プロポーザル方式実施要領（平成24年告示第112号）に基づき、「令和8年度～令和10年度菊池市重層的支援体制整備事業業務」（以下「本業務」という。）の委託業者を、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により特定するために必要な事項を定めるものとする。

## 2. 業務概要

- (1) 委託業務番号：令和8年度菊福委第1号
- (2) 委託業務名：令和8年度～令和10年度菊池市重層的支援体制整備事業業務
- (3) 業務内容：令和8年度～令和10年度菊池市重層的支援体制整備事業業務  
仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

## 3. 契約期間

契約締結日の翌日から令和11年3月31日まで

令和8年3月31日までは準備期間とし、業務開始日は令和8年4月1日からとする。

## 4. 委託料上限額（消費税及び地方消費税含む）

委託料の上限額については、次表のとおりとする。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	3か年合計
11,930,000円	11,906,000円	12,082,000円	35,918,000円

## 5. 発注部署

〒861-1392 熊本県菊池市隈府888番地

菊池市役所 健康福祉部 福祉課 福祉係（担当：松寺、中村）

TEL：0968-25-7213（直通） FAX：0968-25-5166

E-MAIL：fukushi@city.kikuchi.lg.jp

菊池市ホームページ：<https://www.city.kikuchi.lg.jp/>

※本市は、本プロポーザルに係るメール及びFAX送受信に起因するトラブル、また、書類等の郵送中に生じた事故に伴う損害に関して一切の責任を負わないものとする。

## 6. 参加資格の要件

本プロポーザルへの参加を希望する者（以下「参加者」という。）は、次に掲げるすべての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当しない者であること。
- (2) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき手続き開始の申立てがなされている者（手続き開始決定後、資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 公告の日から二次審査結果通知書交付の日までの間において、本市から指名停止措置を受けた事実がないこと。
- (5) 菊池市契約等における暴力団等排除措置に関する条例施行規則第 3 条の規定に該当する者でないこと。
- (6) 法人格を有しており、熊本県内に本店または支店・営業所を有すること。
- (7) 本プロポーザルに参加しようとする者の役員（法人の無限責任社員、取締役、執行役、監査役、支配人、精算人等）が、本プロポーザルに参加しようとする他法人の役員を現に兼ねていないこと。
- (8) 令和 3 年度から令和 7 年度において、地方自治体における重層的支援体制整備事業における多機関協働事業を行った実績を有すること。

## 7. 選定委員会

本プロポーザルにおける技術提案書の提案者の選定及び特定は令和 8 年度～令和 10 年度菊池市重層的支援体制整備事業業務委託公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う。

- (1) 選定委員会の委員は、本市職員 9 名で構成する。
- (2) 選定委員会の審査は、書類審査による一次審査、及び一次審査で選定された者を対象に技術提案書に基づくプレゼンテーション及びヒアリングによる二次審査の二段階方式で行う。
- (3) 選定委員は、自己または親族等に直接の利害関係がある参加者を審査することができない。

## 8. 全体スケジュール（予定）

	項目	期日、期間等
1	第 1 回選定委員会	令和 7 年 12 月 25 日（木）

2	公告期間 関係書類の交付	令和8年1月6日（火）～ 令和8年1月30日（金）午後5時まで
3	質疑書受付	令和8年1月16日（金）午後5時まで
4	「参加表明書」「技術資料」「技術提案書」 提出期限	令和8年1月30日（金）午後5時まで
5	一次審査（書類）	令和8年2月4日（水）
6	一次審査結果通知	令和8年2月5日（木）
7	第2回選定委員会（二次審査）	令和8年2月10日（火）
8	二次審査結果通知	令和8年2月12日（木）
9	契約手続き	令和8年2月26日（木）以降

## 9. 最優秀者特定までの流れ

- (1) 参加資格を有する参加者（以下「参加資格者」という。）は、本要項に基づき「参加表明書」、「技術資料」及び「技術提案書」を提出し参加表明する。
- (2) 参加表明を行った参加資格者（以下「参加表明者」という。）より提出された「技術資料」により、一次審査を実施し、二次審査参加表明者を選定する。なお、参加表明者が1者であっても、一次審査を実施する。
- (3) 二次審査において、最も優れた提案を行った者（以下「最優秀者」という。）を特定する。ただし、最高得点者が複数ある場合は、選定委員会の議決により選定する。なお、最高得点者の得点が総得点の6割に満たない場合には、最優秀者を特定しない。また、一次審査の結果、参加表明者が1者であっても二次審査を実施する。

## 10. 関係書類の交付

### (1) 公告（交付）期間

令和8年1月6日（火）～令和8年1月30日（金）午後5時まで

### (2) 交付方法

①菊池市ホームページからのダウンロードを原則とする。

なお、事前に発注部署に確認の上、書面により交付することもできる。

②書面による交付の場合の対応については、上記期間の土・日・祝日を除き、午前9時から午後5時までとする。

## 11. 参加意思表明の手続き

参加表明者は、「プロポーザル参加意思表明書在中」と表記した封筒に、次に該当す

る書類を同封し期限までに発注部署へ提出すること。なお、提出は持参又は、郵送とし、郵送の場合は期限内必着とする。

#### 《一次審査関係書類》

##### (1) プロポーザル参加表明書【様式第1号】

必要事項を記載し、技術資料と共に期限までに提出すること。

##### (2) 技術資料(一次審査用)【様式第3-1~3-5号】

下記の①~⑤の実績・体制等について記載し提出すること。

###### ①参加表明者の概要(法人概要)【様式第3-1号】

###### ■添付書類

ア) 登記事項証明書(法務局発行の「履歴事項全部証明書」又は「現在事項全部証明書」)

イ) 未納がない証明書(国税・県税・市税)

ウ) 財務諸表(直近2年分)

○社団法人(貸借対照表、正味財産増減計算書または損益計算書、付属明細表、財産目録〈公益〉、キャッシュ・フロー計算書〈大規模公益〉、事業報告書)

○社会福祉法人(計算書類、付属明細表、財産目録、事業報告書)

○NPO法人(貸借対照表、活動計算書〈新基準〉または収支計算書〈旧基準〉、財産目録、事業報告書)

○株式会社(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書)

○協同組合(貸借対照表、損益計算書及び剩余金処分計算書又は損失金処理計算書、財産目録、事業報告書)

エ) 委任状※支店・営業所等に委任する場合のみ

※各種証明書類(ア~ウ)はコピー可。発行日は原則として提出日から起算して3ヶ月以内のものに限る。なお、令和6年度、令和7年度菊池市委託業務入札参加者資格を持つ者については、添付書類の提出は免除するが、必要に応じて提出を求める場合もある。

###### ②法人の過去の業務実績(多機関協働事業に係るもの)【様式第3-2-1号】

法人の過去の同種又は類似業務実績(アウトリーチを通じた継続的支援事業及び参加支援に係るもの)【様式第3-2-2号】

※上記の法人実績を3件以内で、A4で作成すること。

###### ③配置予定の担当者【様式第3-3号】

配置予定担当者の氏名・所属・役職を記入すること。担当者は法人に所属する者と

すること。

④予定担当者の過去の同種又は類似業務の実績【様式第3-4号】

予定担当者の実績等を2件以内で記載すること。予定担当者については、1人につき1枚作成すること。

⑤業務遂行に係る関係書類の秘密保守体制【様式第3-5号】

秘密保守体制について記載すること。

⑥配置予定担当者の資格者証の写し

※③にて配置予定担当者の従事する職種において必要な資格に係る資格者証の写しを添付すること。なお、各職種に求める資格については仕様書に詳細を記載している。

### 《二次審査関係書類》

(3) 技術提案書【様式第5~8号】

下記の①~③の書類を、技術提案表紙【様式第5号】をつけて提出すること。A4版縦長、横書き、左綴じ、各頁に通し番号を記入し、文字サイズは11ポイント以上の明朝体又はゴシック体とすること。任意様式を使用する場合は、様式名とテーマを明記すること。

①技術提案書【様式第6号】

A4版両面5枚以内とする。

②業務遂行のフロー図【様式第7号】

③見積書【様式第8号】

ただし見積書は、別添にて内訳明細及び積算根拠を明示すること。

## 12. 本業務の質疑応答について

本業務についての質問は、下記により受付を行う。

(1) 質問の受付

①質疑書【様式4号】

②提出期限 令和8年1月16日(金)午後5時まで

③提出場所 上記の発注部署記載のとおり

④提出方法 電子メール

(2) 質疑に対する回答

提出された質問に対する回答については、本市のホームページにおいて、質問者を特定できなくした上で、質問及び回答を随時公開する。

### 13. 参加表明書・技術資料及び技術提案書の提出

- (1) 提出期限：令和8年1月30日（金）午後5時まで
- (2) 提出場所：菊池市役所 健康福祉部 福祉課（市役所本庁1階⑦窓口）
- (3) 提出書類：プロポーザル参加表明書・技術資料・技術提案書
- (4) 提出部数：各10部（正本1部と副本9部）
- (5) 提出方法：持参、または郵送（必着）

### 14. 一次審査（書類審査）の実施

- (1) 選定方法：技術資料に基づき選定する。
- (2) 選定者数：3者程度
- (3) 結果の通知：参加表明者すべてに対して電子メールにて通知する。
- (4) 審査日：令和8年2月4日（水）

### 15. 一次審査の選定基準

評価項目	評価の内容	点数
業務処理能力	法人の経営状況	90点
	業務の実績	
	配置予定者	
業務の保守	秘密保守体制	10点
合計		100点

※選定委員による一次審査（書面審査）を行い、各委員の合計点の平均が6割以上の者を選定し、二次審査に進めるものとする。

### 16. 二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）の実施

- (1) 実施日時：令和8年2月10日（火）  
※正式な日時については、一次審査結果通知に併せて通知する。

(2) 実施場所：菊池市役所（会場については、別途通知する。）

(3) 実施時間：1者につき30分程度　プレゼンテーション 20分  
ヒアリング 10分

(4) 出席者：提案は、参加表明をした法人に属する職員が説明することとする。特別な

理由がある場合を除き、例外は認めない。また、二次審査には、配置予定の担当者も出席することが望ましい。なお、会場への入室は1者につき5名までとする。

(5) その他：パソコン用プロジェクター、スクリーンは市で準備する。パソコンについては各提案者で準備すること。

#### (6) 二次審査の選定基準

評価項目	評価の内容	点数		
事業実績 ・技術提案	テーマ①多機関協働事業	70点	・多機関協働事業受託実績	
			・関係機関との連携に関する内容	
			・重層的支援会議に関する内容	
	テーマ②アウトリーチ等を通じた継続的支援事業		・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業又は類似業務の受託実績	
			・事業計画の具体性、実現性	
	テーマ③参加支援事業		・参加支援事業又は類似業務の受託実績	
			・事業計画の具体性、実現性	
支援の実施にあたり必要な能力・経験等有する職員の配置				
	複数名で対応が必要な場合等の組織としてのフォローバック体制			
プレゼンテーション	プレゼンテーションの説得力。質疑応答対応。	10点		
	専門技術力	10点		
経費	基本額＝最も低い提案額＝10点 評価点数＝（基本額／提案額）×10点	10点		
合計		100点		

#### (7) 結果の通知及び公表

「二次審査結果通知書」を、二次審査参加者すべてに電子メールにて通知する。また、最優秀者の商号、代表者名、得点等をホームページにて公表する。

#### 17. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。なお、一次及び二次審査後に判明した場合も同様とする。

- (1) 提出期限経過後に書類の提出があった場合
- (2) 提出書類に不備及び虚偽の記載があった場合
- (3) 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めた場合
- (4) 公正を欠いた行為があったとして選定委員会が認定した場合

(5) その他、本募集要項に違反すると認められた場合

## 18. 契約

- (1) 市及び最優秀者は、契約内容等について協議を行い、契約を締結する。
- (2) 契約内容等に関する協議が成立しないとき、又は契約の締結までに最優秀者が参加資格を失ったときは、市は審査結果の次点の者と順次協議を行うことができる。

## 19. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は、参加表明者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出された書類については、差し替え、修正、加筆等は認めない。ただし本市から要請された事項についてはこの限りでない。
- (4) 提出された提案書等は、必要な範囲において複製することがある。
- (5) 参加表明書の提出後であっても辞退を受け付けるものとする。

なお、辞退を申し出る場合は、令和8年2月6日（金）17時までに参加辞退届（様式第2号）を郵送又は持参により提出すること。

また、次のいずれかに該当した者は辞退したとみなす。

①技術書類及び技術提案書提出期限に遅れた者

②二次審査（プレゼンテーション）に遅れた者又は欠席した者

- (6) 審査は非公開とする。

- (7) 応募者は、審査、選定結果に対する異議を申し立てることはできない。

- (8) 本プロポーザルによる最優秀者との契約締結後の詳細な工程等については、提案も踏まえ別途協議する。